

監査委員公表第606号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した平成28年度の定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月31日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	柳	井	貞	美
大分県監査委員	濱	田		洋
大分県監査委員	尾	島	保	彦

平成28年度定期監査に係る年間監査結果報告

第1 年間監査結果報告の趣旨

平成28年度の定期監査の結果を取りまとめるとともに監査意見を添えて、その概要を報告する。

なお、監査対象機関ごとの定期監査の結果については、平成28年9月2日、同年12月2日及び平成29年3月31日付けで議会及び知事等に報告し、公表済みである。

第2 監査の概要

1 監査の対象

平成27年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理とした。

ただし、平成28年8月22日以降に監査を実施した対象機関（北部保健所、北部保健所豊後高田保健部及び中津児童相談所を除く。）については、前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月末までの期間における財務に関する事務の執行とした。

2 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、企業局、病院局、教育庁（教育機関も含む。）及び警察本部の全260監査対象機関について、平成28年4月12日から平成29年1月31日までの期間において実施した。

部局ごとの監査対象機関数は次表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	133
議会事務局	1
人事委員会事務局	1
労働委員会事務局	1
監査事務局	1
企業局	1
病院局	1
教育庁及び教育機関	77
警察本部	44
合計	260

3 監査の実施方法

監査対象機関に対し、実地監査220機関、書面監査40機関を次の方法により実施した。

- (1) 実地監査は、監査事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関の長から事務事業の執行状況等を聴取するとともに、関係書類等の調査、照合及び質疑又は意見交換等の方法により実施した。

また、必要に応じて現地調査等を実施した。

- (2) 書面監査は、監査事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査調書等の監査資料に基づき実施した。

4 監査の方針

(1) 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、正確性、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

(2) 監査の重点項目

リスクが大きいもの、是正効果の大きいもの、経済性、効率性等の観点から必要なものの中から横断的な検証を要するものについて重点項目を設定し、監査を実施した。

ア 収入事務

○税外未収債権の管理事務

税外未収金に係る債権管理事務が適正に行われているかなどの、主に合規性の観点から検証した。

イ 契約事務

○庁舎等の維持管理に係る委託契約

庁舎等の維持管理に係る委託業務が適正に行われているかなどの、主に合規性の観点から検証した。

(3) 事務事業監査

各部局の事業の中から1事業を選定して、その一連の財務事務を対象に、その正確性、合規性はもとより、事業の成果等を把握した上で、執行に係る経済性、効率性及び有効性について、監査を実施した。

なお、対象事業は次表のとおりである。

部局名等	監査対象事業
企画振興部	地域活力づくり総合補助金

第3 監査の結果

1 年間監査結果の概要

監査を実施した260機関のうち、73機関において、13件の指摘事項及び77件の注意事項があった。

その他の187機関においては、指摘事項及び注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に執行されたものと認められた。

部局ごとの監査対象機関数及び監査結果の一覧は、次表のとおりである。

なお、指摘事項及び注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ②故意又は重大な過失が認められるもの
- ③事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ②過失が認められるもの
- ③事務処理等が適正を欠くもの
- ④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

〈部局ごとの指摘事項及び注意事項の件数（監査結果の処理区分別に表示）〉

	総務部	企画振興部	福祉保健部	生活環境部
監査対象機関数	23	9	20	13
指摘事項（小計）	0	0	1	0
予算執行				
収入事務			1	
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	7	3	11	3
予算執行				
収入事務	2		5	2
支出事務	2		3	
契約事務	1	1	1	1
工事の執行				
財産管理	2	2	1	
許認可事務				
事務事業の執行			1	
その他				
合計	7	3	12	3

	商工労働部	農林水産部	土木建築部	会計管理局
監査対象機関数	13	28	25	2
指摘事項（小計）	0	0	2	0
予算執行				
収入事務			1	
支出事務				
契約事務			1	
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				

事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	3	6	7	1
予算執行			1	1
収入事務	2	1	1	
支出事務	1	1		
契約事務		1	1	
工事の執行				
財産管理		3	4	
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
合計	3	6	9	1

	議会事務局	人事委員会 事務局	労働委員会 事務局	監査事務局
監査対象機関数	1	1	1	1
指摘事項（小計）	0	0	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	0	0	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
合計	0	0	0	0

	企業局	病院局	教育庁及び 教育機関	警察本部
監査対象機関数	1	1	77	44

指摘事項（小計）	0	0	10	0
予算執行				
収入事務			1	
支出事務			9	
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	1	2	31	2
予算執行				
収入事務			2	
支出事務			22	
契約事務		1	3	
工事の執行				
財産管理	1	1	3	2
許認可事務				
事務事業の執行			1	
その他				
合計	1	2	41	2

	総 計
監査対象機関数	260
指摘事項（小計）	13
予算執行	
収入事務	3
支出事務	9
契約事務	1
工事の執行	
財産管理	
許認可事務	
事務事業の執行	
その他	
注意事項（小計）	77
予算執行	2
収入事務	15
支出事務	29
契約事務	10
工事の執行	
財産管理	19
許認可事務	

事務事業の執行	2
その他	
合計	90

2 指摘事項

3 部局において13件の指摘事項があった。

監査対象機関	監 査 結 果
(福祉保健部)	
中部保健所由布保健部	現金出納事務について、前回定期監査で注意事項として指摘しているにもかかわらず、手数料等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
(土木建築部)	
中津土木事務所	港湾使用料について、滞納者から領収した分割納付金を現年度滞納分に重点的に充当したため、過年度の債権が時効により消滅しているなど、時効中断の措置が効果的に講じられていない事例が認められた。
大分土木事務所	庁舎清掃業務委託において、入札書に記載不備があった業者と契約を締結し、履行した事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)	
社会教育総合センター	現金出納事務について、前回定期監査で注意事項として指摘しているにもかかわらず、使用料等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
大分県立日出総合高等学校	公務旅行について、公費で支給すべき生徒引率指導の業務に係る旅費を学校関係団体に負担させている事例が認められた。
大分県立別府鶴見丘高等学校	特殊勤務手当について、平成28年度の対外運動競技等引率指導の業務に従事した全ての職員に対して、手当を支給していない事例が認められた。
大分県立大分雄城台高等学校	公務旅行について、公費で支給すべき生徒引率指導の業務に係る旅費を学校関係団体に負担させている事例が認められた。
大分県立大分工業高等学校	公務旅行について、公費で支給すべき生徒引率指導の業務に係る旅費を学校関係団体に負担させている事例が認められた。
大分県立大分商業高等学校	公務旅行について、公費で支給すべき生徒引率指導の業務に係る旅費を学校関係団体に負担させている事例が認められた。
大分県立臼杵高等学校	公務旅行について、公費で支給すべき生徒引率指導の業務に係る旅費を学校関係団体に負担させている事例が認められた。
大分県立中津東高等学校	特殊勤務手当について、支給対象とならない日の部活動指導の業務に対して、手当を支給するなど、過大に支給している事例が認められた。
大分県立中津支援学校	特殊勤務手当について、支給対象とならない日の修学旅行等引率指導の業務に対して、手当を支給するなど、過大又は過小に支給している事例が認められた。
大分県立大分支援学校	特殊勤務手当について、支給対象となる日の修学旅行等引率指導の業務に対して、手当を支給していない事例が認められた。

3 注意事項

掲載を省略する。(公表済)

4 監査の重点項目

監査結果は以下のとおりである。

(1) 収入事務

○税外未収債権の管理事務

ア 指摘事項

- ・港湾使用料について、滞納者から領収した分割納付金を現年度滞納分に重点的に充当したため、過年度の債権が時効により消滅しているなど、時効中断の措置が効果的に講じられていない事例が認められた。（中津土木事務所）

イ 注意事項

なし

(2) 契約事務

○庁舎等の維持管理に係る委託契約

ア 指摘事項

- ・庁舎清掃業務委託について、入札書に記載不備があった業者と契約を締結し、履行した事例が認められた。（大分土木事務所）

イ 注意事項

- ・庁舎等清掃業務委託において、契約書で2日に1回実施すると定めた日常清掃が、契約書どおりに実施されていない事例が認められた。（豊肥振興局）
- ・庁舎清掃委託業務について、労務数量の算出を誤ったために設計額が過大となっているほか、設備がない箇所を作業内容に含めている事例が認められた。（豊肥保健所）
- ・清掃等業務委託について、提出された実施報告では契約書で定めた清掃回数等を満たしていないにもかかわらず、履行確認が行われないうまま、委託料を支出している事例が認められた。（大分県立図書館）
- ・ボイラー取扱管理業務について、随意契約の要件に該当しないにもかかわらず、随意契約により業務を委託している事例が認められた。（大分県立聾学校）
- ・校舎清掃業務委託について、随意契約の要件に該当しないにもかかわらず、随意契約により業務を委託している事例が認められた。（大分県立別府支援学校）
- ・清掃等業務委託において、契約書で毎日実施すると定めた日常清掃が、契約書どおりに実施されていないなどの事例が認められた。（病院局）

5 事務事業監査

監査結果

監査を実施した地域活力づくり総合補助金については、特に指摘する事項は認められなかった。

第4 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき実施した定期監査結果の報告に添えて意見を提出する。

1 財務に関する事務の執行

(1) 学校関係団体費の取扱い

対外運動競技等に生徒を引率指導した業務について、公務として特殊勤務手当を支

給しているにもかかわらず、その旅費を保護者等から徴収した会費を主な財源として活動する学校関係団体に負担させていた事例が相当数見受けられた。

平成24年12月に県教育委員会が策定した「学校私費会計取扱要領」は、学校運営に要する経費について、公費又は私費のいずれによる負担が適当かの判断基準を示しており、公務出張に要する交通費は公費で負担するものと明記している。

学校関係団体から委任を受けて会計事務を行う県立学校にあっては、学校関係団体の費用が適切に取り扱われるよう組織的なチェック体制の強化を図るほか、教育庁においても必要な措置を執るとともに、再発防止策を講じるよう努められたい。

(2) 特殊勤務手当の支給事務

週休日等に行われた部活動指導が支給対象である業務について、勤務を要する日に振り替えたにもかかわらず、手当を支給していた事例、対外運動競技等引率指導の業務について、支給対象となる業務形態の確認が不十分であったため、手当を誤って支給していた事例、修学旅行等引率指導の業務について、支給対象となる業務時間数の確認が不十分であったため、手当を誤って支給していた事例などが数多く見受けられた。

手当の誤支給に至った主な要因として、職員が手当実績簿に対象業務に従事したもののとして報告したものの、実際には対象業務に従事していなかったほか、従事した業務が支給対象であるか否かの確認が不十分であったことなどが挙げられる。

このため、職員の勤務実態について、よりの確に把握するよう留意するとともに、支給要件が統一的に適用されるよう支給事務の精度の向上に努められたい。

2 監査の重点項目

(1) 税外未収債権の管理事務

港湾使用料について、滞納者から領収した分割納付金を現年度滞納分に重点を置いて充当したため、過年度の債権が時効により消滅しているなど、時効中断の措置が効果的に講じられていない事例が認められた。

滞納者の状況に応じて分割納付を認める場合は、納付誓約書等に基づいた計画的な分割納付を指導することにより、債権の消滅時効の進行を中断させる措置を講じるべきであったが、現年度の滞納分に対して重点的に充当を行ったため、過年度の債権が消滅していた。

債権の適正な時効管理の観点から、分割納付があった使用料は、消滅時効が成立するのを防ぐため、過年度の債権から充当することとし、担当者の判断等によって不公平な取扱いとならないよう担当者の知識、能力の向上を図るとともに、統一的な未収金回収の方針等を策定するなど、債権を組織的に管理する体制づくりに努められたい。

(2) 庁舎等の維持管理に係る委託契約

庁舎等清掃業務委託について、入札書に記載の不備があったため、本来であれば落札できない業者と契約を締結していた事例、庁舎等清掃業務委託について、契約書等で定めた清掃の実施回数や清掃箇所が相違していたなど、委託業務の履行確認が不十分であった事例などが認められた。

入札書における記載不備の事例については、入札参加者に代表者が入札する場合の入札書様式だけを送付し、代理人が記載する入札書様式を明示しなかったなど、入札書の記載方法の説明が十分でなかったことに起因するものであった。

無効なものとして取り扱うべき記載の不備を見落とした上に、これを有効なものとして落札としたことは、入札手続に公平性を著しく欠いており、県民の信頼を損なうおそれがある。

については、入札書の記載方法などが平易に理解できるよう入札説明書等に例示するほか、入札時においても誤った記載をしないよう注意を喚起するなど、公正な入札の執行に努められたい。

また、契約書等で定めた清掃回数等を満たしておらず、担当者が誤りに気づいていなかった事例については、作業内容が受託者に任せきりとなっていたことや、契約書等と作業報告の実績対比が容易でなかったことが主な原因と考えられる。

このため、契約書等の仕様を受託者に正確に指示をした上で、履行確認が的確になされるよう検査方法等の見直しを検討されたい。